

新居浜市公用車広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新居浜市広告事業実施要綱（平成19年要綱第44号。以下「要綱」という。）及び新居浜市広告掲載基準（平成19年9月7日決裁。以下「掲載基準」という。）に基づき、新居浜市が所有する庁用自動車（以下「公用車」という。）に民間事業者等の広告を有料で掲載（以下「広告掲載」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第2条 広告掲載の募集は、広報紙及び市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告掲載の申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、新居浜市公用車広告掲載申込書（第1号様式）に広告の原稿案、その他必要書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときはその内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、新居浜市公用車広告掲載申込結果通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 前項の場合において、申込者が複数あるときは、広告掲載料が高い者を選定するものとし、当該広告掲載料が同額の場合は、抽選を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により広告の掲載決定をした者（以下「広告掲載者」という。）について、その後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が要綱第4条及び掲載基準の規定に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該広告掲載者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料の納入)

第5条 広告掲載者は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して市に納入しなければならない。

(広告掲載の基準)

第6条 掲載することのできる広告物は、要綱第4条及び掲載基準の規定に適合してい

なければならない。

2 前項の規定によるもののほか、広告物の内容等が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告物は掲載できないものとする。

- (1) 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
- (2) 信号機、道路標識等と類似するもの及びこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- (3) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するもの
- (4) 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性があるもの
- (5) ヌード、水着等を表現し、著しく注意を引くもの
- (6) デザインが分かりづらい等判断を迷わせるもの
- (7) 絵柄、文字等が過密に描かれているもの

3 広告の中に、縦5cm×横8cm以上の大きさの「広告」の文字を記載するものとする。

(広告物の掲載方法)

第7条 広告物の掲載は、マグネットシートの貼付によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

2 広告物の位置及び面積は、車両の用途及び運行の安全を妨げない限度において、市長が定める。

(広告物の作成等)

第8条 広告物は、広告掲載者の責任において作成し、その費用は全て広告掲載者が負担するものとする。また、広告物の掲載及び撤去についても、同様とする。

2 広告物の掲載及び撤去は、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、行うものとする。

3 広告物の掲載及び撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損したときは、広告掲載者の費用と責任において原状回復するものとする。

4 市長は、広告掲載者が前3項の義務を履行しないときは、公用車から当該広告物を撤去し、又は公用車を現状に回復し、広告掲載者から当該費用を徴収することができる。

(広告物の修復)

第9条 天災その他の不可抗力による広告物の毀損及び第三者による広告物の毀損、盗難、滅失等については、市はその責を負わない。この場合において、広告掲載者は再度、広告物を作成し、掲載するものとする。ただし、市の責に帰すべきことが明らかでない場合は、この限りでない。

2 広告物の経年劣化による損傷等については、市がその費用を負担しない。

- 3 前項に定めるもののほか、広告掲載について支障が生じたときは、広告掲載者と市長が協議の上、解決するものとする。

(広告掲載期間)

第10条 広告掲載の期間は1か月を単位として、市長が定める期間とする。

- 2 広告掲載期間の開始日及び終了日は、公用車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告掲載者の責任)

第11条 広告掲載者は、広告内容等に関する一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告掲載者は、広告物の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載者の禁止行為)

第12条 広告掲載者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 市の広告事業の実施を妨げる行為
- (2) その他市長が広告掲載者として不適切と認める行為
- 2 広告掲載者は、広告掲載に関する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(広告掲載決定の取消等)

第13条 市長は、広告掲載者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告物の内容等が法令に違反しているとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 広告物の内容等の変更に応じないとき。
- (4) 広告掲載者（広告主を含む。）の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。
- (5) 広告掲載者（広告主を含む。）が前条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、公用車への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 広告掲載者は、広告物掲載期間中において、広告掲載を中止し、又は廃止する場合は、事前に市長に新居浜市公用車広告掲載中止（又は廃止）申込書（第3号様式）を提出しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、新居浜市公用車広告掲載取消通知書（第4号様式）により広告掲載者に通知するものとする。
- 4 広告掲載者は、広告掲載の決定が取り消された場合又は広告掲載を中止し、又は廃止する場合は速やかに当該広告物を撤去しなければならない。
- 5 前項の場合において市に損害が生じたときは、市は、広告掲載者に対しその賠償を求めることができる。
- 6 第1項の規定により広告掲載者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。
- 7 市長は、広告掲載者が第4項の義務を履行しないときは、公用車から当該広告物を撤去し、広告掲載者から当該費用を徴収することができる。

（広告物の変更）

- 第14条 広告掲載者は、広告掲載期間中に広告物の内容等を変更しようとするときは、新居浜市公用車広告掲載変更申込書（第5号様式）に変更後の広告物の原稿案を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときはその内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、新居浜市公用車広告掲載変更結果通知書（第6号様式）により広告掲載者に通知するものとする。

（広告掲載料の還付）

- 第15条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告が掲載できなくなった場合は、当該広告掲載料を還付することができる。

（補則）

- 第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月28日から施行する。